

第 1 章

住生活基本計画の
目的と位置付け

第1章 住生活基本計画の目的と位置付け

1 計画の目的と位置付け

(1) 計画の目的

小野市(以下、「本市」とします。)では、平成 25 年 3 月に「小野市住生活基本計画(小野市住宅マスタープラン)」を策定し、「安全・安心で住み続けたい ハートフルな住まい・住環境づくり」を実現するため、災害に強いまちづくりや重層的な住宅セーフティネットの確立、バリアフリー化による住宅の質の向上など、様々な住宅施策を推進してきました。

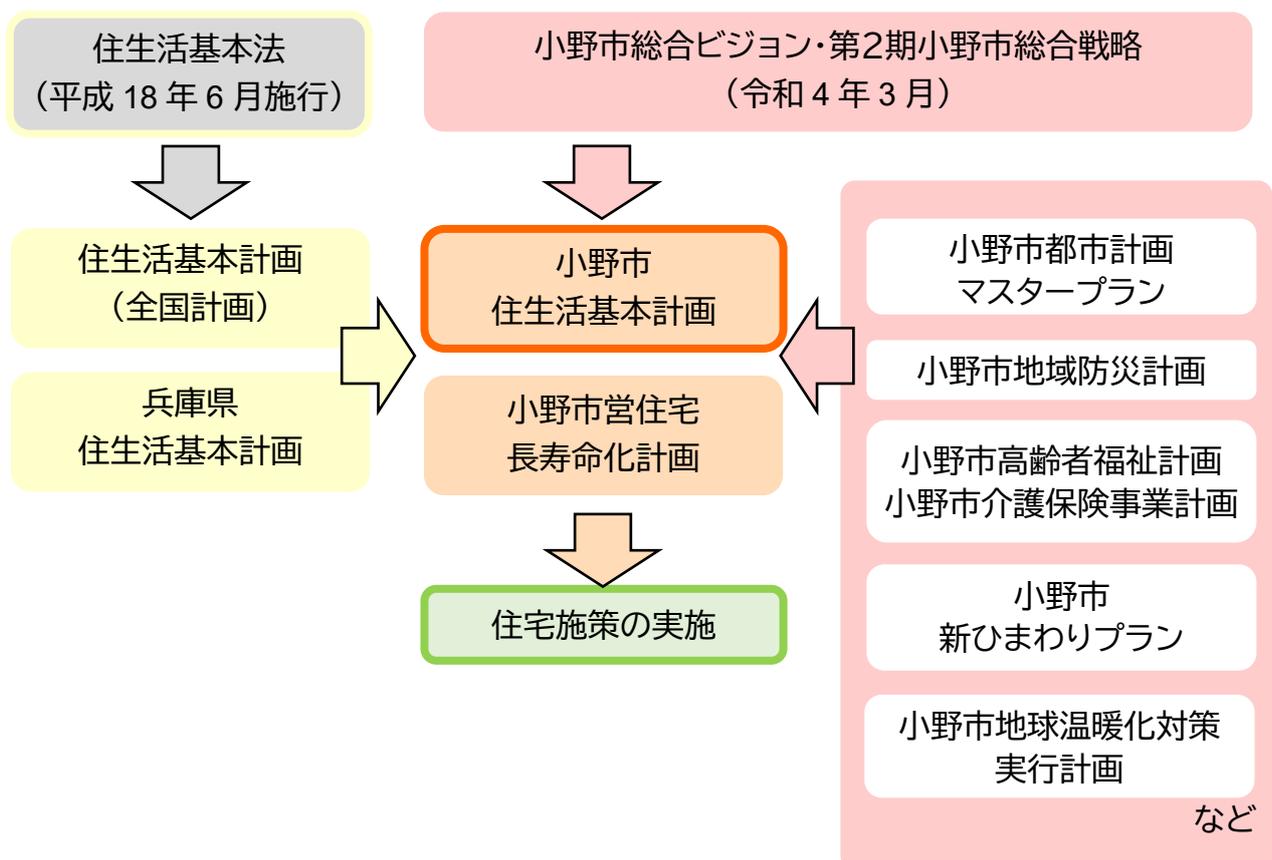
しかし、本格的な人口減少・少子高齢化社会の進行や地球温暖化、頻発・激甚化する自然災害への対策、また新型コロナウイルスによる「新たな日常」の到来と新しい住まい方や働き方の転換など、社会の大きな変化を踏まえ、人々の住まい・住環境においても、新たな価値観や社会環境の変化に柔軟に対応した住宅政策の見直しが求められています。

また、令和 3 年 3 月に「住生活基本計画(全国計画)」、兵庫県においても令和 4 年 3 月に「兵庫県住生活基本計画」が改定されました。

本計画は、本市の現在の住宅事情を把握しつつ、住まい・住環境の変化に対応するため、小野市住生活基本計画を策定し、今後の住宅政策及び住宅施策の方向性を示します。

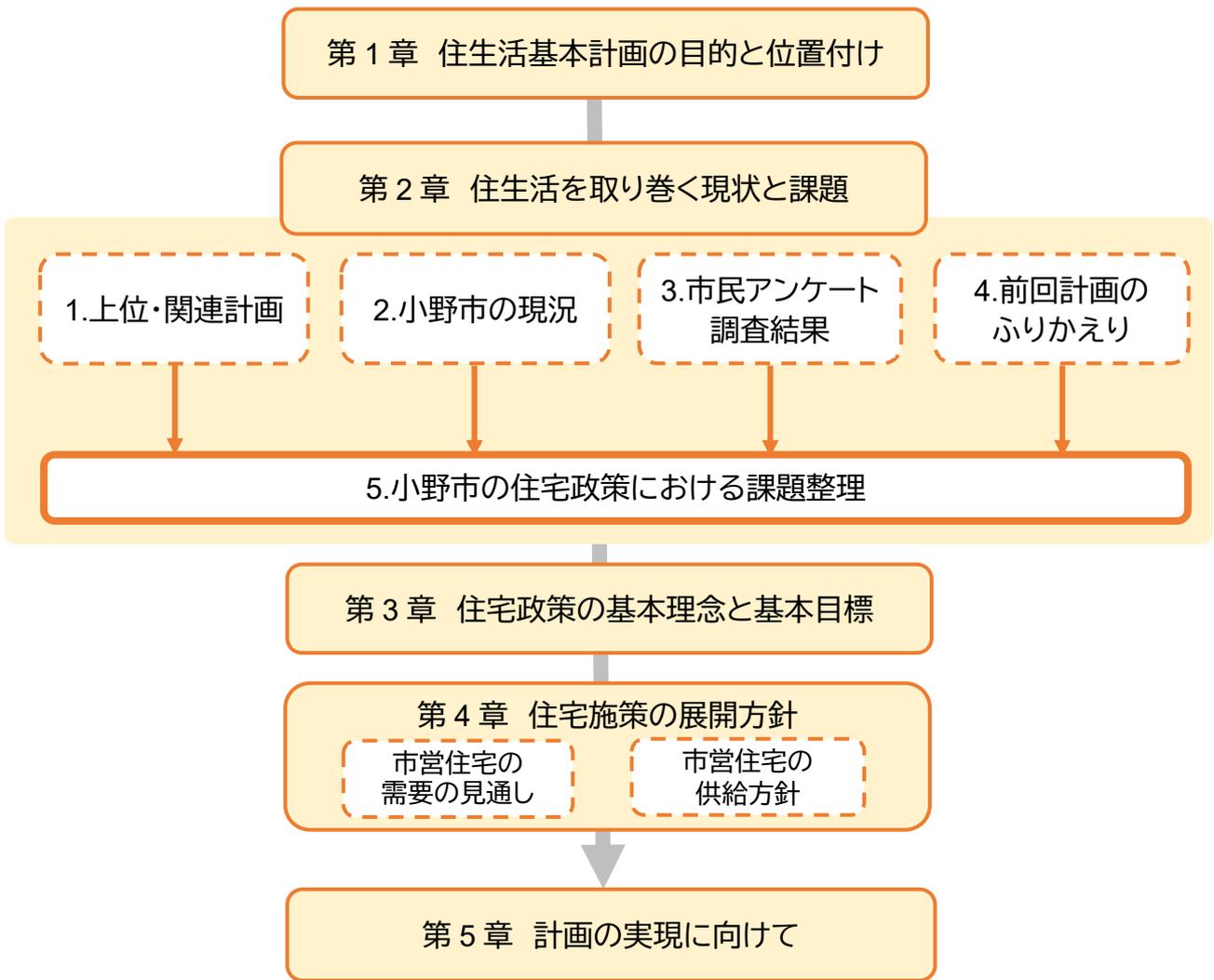
(2) 計画の位置付け

本計画は、「住生活基本計画(全国計画)」及び「兵庫県住生活基本計画」を踏まえ、本市の上位・関連計画である「小野市総合ビジョン・第2期小野市総合戦略」や「小野市都市計画マスタープラン」の関連計画における、住まい・住環境政策・脱炭素施策との連携を図ります。



(3)計画の構成

本計画は、第1章から第5章で構成しています。



(4)計画期間

本計画は、令和5年度から令和14年度までの概ね10年間の計画とします。

なお、本計画は今後の社会情勢の動向を見極めつつ、国・兵庫県の住宅政策を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

年度	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年	令和14年
ビジョン 総合	令和4年度～令和12年度								次期 総合ビジョン	
総合計画	令和4～7年度			令和8～12年度					令和13～17年度	
基本計画 住生活	令和5年度～令和14年度									